

## 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する 有識者意見（案）

- 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。以下「重点計画」という。）においては、重点計画の見直しに当たっては、有識者における審議等を行うこととされている。本意見は、当該記述を踏まえ、本有識者会議において議論を行い、重点計画の改定に向けて検討すべき事項について、取りまとめたものである。

### 【特に重点を置いて取り組むべき事項について】

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」に掲げられる（1）地方公共団体及びNPO等への支援、（2）孤独・孤立状態の予防を旨とした取組強化、（3）重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進について、引き続き取組を進めることが重要である。
- 地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう、適切に交付金等を活用しつつ、NPO等の活動の支援や地方公共団体への伴走支援に一層取り組むべきである。地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組をどう組み合わせるかという工夫や、取組を進める上での課題についても把握することが重要である。  
府省庁の縦割りで様々なプラットフォームや会議体の整備を進めようとしても、それを受け止める地方公共団体が現実化できないジレンマがあり、既存のプラットフォームや会議体を組み合わせた事例なども好事例として展開していくべきである。  
その際、地域資源（NPOや民生委員・児童委員などの地域における支援の担い手）には限りがあることも踏まえ、関係府省庁が連携の下、地方公共団体や現場における負担等にも配慮する形で取組の推進を図ることや都道府県及び市町村の役割分担に留意するべきである。
- 令和6年における小中高生の自殺者数が過去最多となった事実等を重く受け止め、関係省庁が連携の下、こどもの孤独・孤立状態を予防していくことが重要である。また、教育から離れた段階の子どもへの支援も重要である。

- 孤独・孤立状態の予防を目指した取組として、令和6年度から「つながりサポーター」養成講座が本格実施された。令和7年度以降、一般の方を対象に更なる促進・普及を図ることはもちろんのこと、より幅広い分野における行政の担当者や学校等を含め取組を広げていくべきである。また、孤独・孤立状態の予防の取組の強化の観点からは、ITを活用していくこと（学校における1人1台端末の活用など）や、こどもの孤独・孤立の実態を把握していくことも重要である。
- 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証に当たっては、重点計画に掲げる具体的施策について、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを旨とするか、ナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を取り入れることなど、目標の設定に当たっての工夫が試みられているところである。各種施策の評価・検証を通じた取組を更に推進する観点から、好事例の横展開などを含め、引き続き検討を進めていくべきである。

### 【基本方針に関する各施策について】

- 基本方針における「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会」については、孤独・孤立に至らないような社会形成や豊かな人間関係を日常から育むという視点が孤独・孤立状態の予防の観点から重要であることを認識し、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や制度の間で声を上げることができない方々に対する教育と福祉の連携による支援を含め、予防の観点からの施策を更に推進していくべきである。
- これまでの「人々のつながりに関する基礎調査」の結果を踏まえると、相談窓口に相談することにハードルを感じている方への対応が必要であると考えられ、こうした「関係の貧困」にある方々に、どのように新しい関係を提案していくかが重要。この背景には、本人や周りからのスティグマの問題があると考えられる。

政府においては、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発を実施しているところであるが、こうした広報・啓発の充実等を通じて、本当に声をあげて欲しい対象者がSOSの声を上げることのできる社会環境づくりを推進していくべきである。

- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、NPO等の関係機関の連携による相談窓口の整備や、相談者を適切にアセスメントし支援へつなげていくため、関係者間の連携の強化が重要であり、国民個々の情報リテラシーの有無にかかわらず、いつでもどこでも相談でき、相談支援につながるシステムの構築が求められる。  
また、様々な理由により外に出ることが困難な方等に対する相談支援へのアクセスの充実をより一層図っていくべきである。その際、相談支援に従事する者等、支援者に対する支援が重要である点にも留意すべきである。
- 孤独・孤立対策では、地域の互助による取組も重要である。重点計画において、「アウトリーチ型支援体制の構築」という項目として記載されている地域づくりに関わる関係省庁の施策について、「人間関係を豊かにする地域づくり」という観点から、施策の体系化を図ることも検討をしていくべきである。
- 官・民・NPO等の連携強化の観点からは、市区町村の現場レベルにおける「地方版官民連携プラットフォーム」等の整備の更なる推進が課題であり、個人情報扱いにも留意しつつ、特に民間企業が当該プラットフォーム等に参画すること等を通じて連携し、地域課題の解決を図っていくことも求められる。
- また、孤独・孤立対策は当事者の立場に立って行われることが重要であり、現場で当事者等への支援を行っているNPO等との対話により、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進することを通じて、当事者の声を政策に反映していくことが必要である。

### 【対策の推進に当たっての個別論点について】

- 様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉分野の連携、福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になる。こうした中、現行の重点計画にも掲げられているとおり、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりに加え、専門職の連携を含め、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な対応が求められる。  
また、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の整備など、特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策との連携を更に強化し、相乗効果を図っていくべきである。その際、福祉分野を中心として行われて

いる「個別支援」を超えたまちづくりの観点から、地域における様々な主体の連携を孤独・孤立対策の中で進めることが求められる。施策間の連携に当たっては、孤独・孤立対策は「予防」の観点からの施策が重要であるといった対策のイメージをより一層浸透させていくことや、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることにも留意が必要である。

- 就職氷河期世代を含む中高年層については、地方公共団体が個々人の状況に合わせて行う支援を、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」により後押しすることとされたところであるが、政府においては、こうした就職氷河期世代等への支援を安定的・継続的に実施することにより、働きづらさを抱えている方等に対して、就労を含め、幅広い社会参加を促進するべきである。
  
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。こうした方々の孤独・孤立状態の予防の取組が重要であり、現役世代（若者・中高年層）を含めた単身高齢者等への孤独・孤立対策の推進に向けて検討を進めていくべきである。